

議案第47号

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和3年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年9月1日から施行され、同法中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、個人番号カード再交付手数料の徴収事務について地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝来市手数料徴収条例（平成17年朝来市条例第79号）の一部を次のように改正する。

「

住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1 件につき	200円	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した場合の再交付に係る手数料を除く。）	1 枚につき	800円	
戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 枚につき	200円	

」を

「

住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1 件につき	200円	
戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 枚につき	200円	

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

# 議案第47号資料

## 朝来市手数料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	単位及び金額		備考	種類	単位及び金額		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200円		住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200円	
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した場合の再交付に係る手数料を除く。）</u>	<u>1枚につき</u>	<u>800円</u>		戸籍の附表の写し、除かれた戸籍の附表の写しの交付	1枚につき	200円	
戸籍の附表の写し、除かれた戸籍の附表の写しの交付	1枚につき	200円		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)				